

平成30年第3回

定例会会議録

会 期

平成30年9月10日（月）から
平成30年9月27日（木）まで

会議日時

平成30年9月10日（月）
平成30年9月13日（木）
平成30年9月27日（木）

東串良町議会

平成30年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成30年9月10日 午前10時 8分
散 会 平成30年9月10日 午前10時46分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園 ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 瀬戸山 譲一 3番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
農林水産課長	木佐貫 勝志	社会教育課長	橋口 正博
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男	代表監査委員	児玉 愛司
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について
- 日程第 9 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について
- 日程第 10 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 11 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 報告第 2号 平成29年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 17 認定第 1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 3号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 4号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 認定第 5号 平成 29 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 22 認定第 6号 平成 29 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について
- 日程第 9 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について
- 日程第 10 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 11 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 報告第 2号 平成29年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 17 認定第 1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 3号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 4号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 認定第 5号 平成 2 9 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 22 認定第 6号 平成 2 9 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

会 議 の 経 過

開 会 午前10時08分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成30年第3回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

## ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 瀬戸山譲一君及び3番  
牧原完治君を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月27日までの18日間といたしたいと思えます。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月27日までの18日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりです
ので、御了承願います。

~~~~~

## ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。

~~~~~

会 議 の 経 過

◆ 日程第4 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書

議 長（田之畑）

日程第4 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書を議題とします。

本件は、会議規則第95条の規定により、教育産業常任委員会に付託します。

~~~~~

### ◆ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（田之畑）

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

東串良町岩弘1937番地の野口美保さんでございますが、この方を人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

提案理由は、人権擁護委員野口美保さんの任期が平成30年12月31日で満了となるため、引き続き推薦するものでございます。御審議くださいますようお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。  
本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長 (田之畑)

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長からの説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

東串良町川西391番地の上別府エツ子さんでございますが、この方を人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

提案理由は、人権擁護委員上別府エツ子さんの任期が平成30年12月31日で満了となるため、引き続き推薦するものでございます。御審議くださいますようお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第7 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について
 - ◆ 日程第8 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について
 - ◆ 日程第9 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について

日程第8 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について

日程第9 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について

以上の3件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第29号から議案31号までを御説明申し上げます。

まず、議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について御説明申し上げます。

公共施設等の建設、改修、または維持管理に要する経費の財源確保をするため、基金条例を新たに制定するものでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について御説明申し上げます。

民間資金を活用した集合住宅の新築建設を促進し、町内に良質な住宅を確保することにより、住宅不足の解消と定住促進による地域の活性化を図るため、建設民間事業者に対する支援措置など必要な事項を定めた条例を新たに制定するものでございます。よろしく願いいたします。

最後に、議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について御説明

会 議 の 経 過

申し上げます。

宿泊施設の誘致を積極的に図るため、東串良町に旅館やホテルを設置する者に対して、助成等の措置を講じるなど誘致に対し、必要な事項を定めた条例を新たに制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は、上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第10 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第11 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第12 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第13 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第14 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - ◆ 日程第15 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

- 日程第10 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の6件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第32号から議案第37号までを御説明

申し上げます。

まず、議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,957万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,400万円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるところであります。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところであります。よろしくお願いたします。

次に、議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,508万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,512万9,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いたします。

次に、議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,355万1,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いたします。

次に、議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600万6,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願いたします。

次に、議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ402万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,254万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

会 議 の 経 過

最後に、議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,194万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,131万7,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第16 報告第2号 平成29年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長（田之畑）

日程第16 報告第2号 平成29年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 平成29年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して、別紙のとおり報告いたします。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額はともに黒字であり、良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は6%であり、良好な状態であります。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス37.6%であり、良好な状態であります。

最後に、資金不足比率は、資金不足はなく、良好な状態であります。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 平成29年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第17 認定第1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第18 認定第2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第19 認定第3号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第20 認定第4号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第21 認定第5号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第22 認定第6号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長 (田之畑)

- 日程第17 認定第1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第3号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上の6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

## 会 議 の 経 過

それでは、ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までを地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により議会の認定に付すため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

まず、認定第1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額51億1,386万3,000円、調定額52億1,523万2,776円に対し、収入済額51億4,633万1,042円でございます。

また、不納欠損額170万1,776円、収入未済額6,719万9,958円であります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額51億1,386万3,000円に対し、49億9,960万6,454円を支出し、翌年度繰越額3,845万5,000円、不用額7,580万1,546円でございます。よろしく願いいたします。

次に、認定第2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額13億2,436万8,000円、調定額14億1,597万3,028円に対し、収入済額13億7,150万2,405円でございます。

また、不納欠損額250万4,400円、収入未済額が4,196万6,223円であります。

次に、歳出合計につきましては、予算現額13億2,436万8,000円に対し、支出済額12億9,145万5,720円で、不用額3,291万2,280円でございます。よろしく願いいたします。

次に、認定第3号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9億7,399万2,000円、調定額9億9,688万9,031円に対し、収入済額9億9,193万6,821円でございます。

また、不納欠損額108万6,130円、収入未済額が386万6,080円でございます。

次に、歳出合計につきましましては、予算現額9億7,399万2,000円に対し、支出済額9億3,663万3,976円で、不用額3,735万8,024円でございます。よろしく願いいたします。

次に、認定第4号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額586万5,000円、調定額706万677円に対し、収入済額706万677円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額586万5,000円に対し、支出済額

## 会 議 の 経 過

572万5,087円で、不用額13万9,913円でございます。よろしくお願いたします。

次に、認定第5号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9,489万5,000円、調定額9,581万3,524円に対し、収入済額9,576万6,624円でございます。

また、不納欠損額4,600円、収入未済額は4万2,300円であります。

次に、歳出合計につきましては、予算現額9,489万5,000円に対し、支出済額9,487万6,516円で、不用額1万8,484円でございます。よろしくお願いたします。

最後に、認定第6号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額2億4,443万8,000円、調定額2億6,164万7,418円に対し、収入済額2億6,099万2,808円でございます。

また、不納欠損額は4,630円、収入未済額が64万980円あります。

次に、歳出合計につきましては、予算現額2億4,443万8,000円に対し、支出済額2億165万8,630円、不用額4,277万9,370円でございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑を願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 児玉勇治君、2番 瀬戸山譲一君、3番 牧原完治君、4番 西園貞美君、6番 前田 隆君、7番 上園ミキさん、8番 原田 猛君、9番 宮地利雄君、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8人の諸君を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩しますので、その間に委員長及び副委員長の互選をお願いします。

そのため、議長は、決算審査特別委員会を議員控室に招集します。

なお、決算審査特別委員会の年長者は、前田 隆君であります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時38分

—◇—

再 開 午前10時45分

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

決算審査特別委員会委員長に前田 隆君、副委員長に宮地利雄君が互選されましたので、報告いたします。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月13日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午前10時46分

平成30年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成30年9月13日 午前10時00分
散 会 平成30年9月13日 午前11時36分

出席議員（10人）

1番 児玉勇治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧原完治	4番 西園 貞美
5番 泊 重巳	6番 前田 隆
7番 上園 ミキ	8番 原田 猛
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 瀬戸山 譲一 3番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	若松 雄一
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	学校給食共同調理場所長	松留 謙一
農林水産課長	木佐貫 勝志	社会教育課長	橋口 正博
福祉課長	津曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅樹
税務課長	児玉 隆男		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広 書記 東水流 勝

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書（委員長報告）
- 日程第 4 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備について（委員長報告）
- 日程第 3 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書（委員長報告）
- 日程第 4 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

では、早速通告に従って、質問をさせていただきます。手元にある一般質問の順番どおりですけれども、町長はブログを立ち上げていらっしゃる。町内外の人に知らしめる工夫はどのようなものか、尋ねるということですが、町長は自分が立ち上げているブログ、どれくらい認知度があるかということをお尋ねしたいんですけれども、自分のブログに対してアクセス数が幾らあるとか、そういうのはチェックされているのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。今、議員のお尋ねのアクセス数の数ですが、数えておりません。済みません。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

なぜそういうことを聞いたかといいますと、自分なんかは、以前町長からお聞きして、ブログも拝見させていただいているんですけれども、じゃあ、町内の皆さん、あるいは町外の皆さんが町長のブログがどんなものかということを実は知らない方がほとんどです。ですから、こういう質問になったわけですが、例えば、自分がこういうふうにブログを立ち上げているんだがということは、そういう機会というのは持たれましたか、お聞きします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

まず、私のブログを見ていただいて、感謝を申し上げます。大体、私自身がブログを立ち上げているということをまだ町民に知らせていませんので、ただ、自分なりにちょっとPRできたらいいなと思っているだけで、そこまで皆さん方にまだ周知徹底しておりません。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

であれば、やはりその工夫をされるべきだと思うんですけども、何か方法とか、考えていらっしゃるでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私、町長になりまして、平成28年4月から私の活動に、興味、関心のある町内外の皆様へということで、情報発信ができればという思いで、私の活動やまちのイベントなどを周知、それと広報についてブログを開設したところでございますけれども、あくまでも私的なものなので、特にまちのホームページとリンクさせたりとかしておりませんが、出会った方や問い合わせいただいた方には、ブログを開設しているということは伝えているところでございます。それぐらいです。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今、町のホームページとリンクをさせるということで、南大隅町の町長が町のホームページ上に自分のブログを立ち上げてやっつけていらっしゃるけれども、それも参考になるんじゃないかなと思います。それでそういうのをやっていただきたいとお願いですね。

それからこれから②なんですけれども、これから何を訴え、強調していかれるのかという、その心意気というか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

心意気というものを聞かれても、今までどおりとしかまだ答えられないんですけれども、今後もブログや町のホームページ、町広報紙におきまして、私の活動を含め、よりよい東串良町を広報していきたいと考えております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

わかりました。

③に移ります。フェイスブックの活用を考えていないのかお尋ねするということですが、フェイスブックと申すけれども、隣の肝付町の永野町長がフェイスブックを活用して、町のいろんなイベント、そして考え方、今だったらIoTを使った老人介護とか、そういうものをどんどんフェイスブックを活用して、発信されていらっしゃるんですけれども、フェイスブックを強力なツールとして最大限利用されているということで、それが肝付町長のトップセールスの一つであるのかなと思っているんですけれども、フェイスブックといえば、その特徴といえば、やはり拡散する力ですよ。それで肝付町長のそういうフェイスブックをごらんになったらわかると思うんですけれども、いいねとか、フォロワーとか、見ましたよ、それにいいですねという反応を示すあれを見ると、町内外の人たちの数が膨大な数になっていて、それが肝付町長の活動を皆さんすごく御存じで、それで自分たちも肝付町長とフェイスブックを通じてメールのやりとりもしているんですけれども、相当勉強させていただいております。ですから、ブログも今、町長はこれからいろいろなところに立ち上げて、仕掛ける方向性とおっしゃいましたけれども、このフェイスブックを活用する気はございませんか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今のところ、肝付町長とかのを私も存じておまして、あのやれたらいいなと思っておまして、勉強をやってみたいなと思っておりますけれども、今のところ、フェイスブックにしる、ツイッター等のほかのSNS、そういう活用については、今のところは考えておりません。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

考えておりませんというか、考えていただきたいんですけども。やはり役場の職員さん方もフェイスブックで、町のことを個人的でもありますけれども、いろいろ発信していただいているので、やはりその辺の動きと町長がやっぱりリンクすることが大事じゃないかなと思うんですけども、フェイスブックを活用することを切に願いますものであります。本当に検討していただけますでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

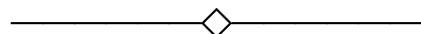
町 長（宮 原）

わかりました。検討してみます。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時08分



再 開 午前10時09分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

このフェイスブックは、今指摘がありました個人的な部分と、あと行政団体としてフェイスブックを立ち上げているところもあります。その辺も検討課題に入っていくんじゃないかなと思っております。これを最後に申し上げて、ここを終了しようと思っていました。以上です。

そして2番目、地震・津波の危機管理について。

①鹿児島防災シンポジウムに5月でしたっけ、6月でしたっけ、町長が出席されて。ネットじゃブックマークをしていて記録しておいたんですけども、ネットからこれは今は削除されて見れなくなったんですけども、町長の隣に座られた名古屋大学の先生がおっしゃった、実はスロースリップ地震というのは、この大隅半島沖にすごく多発していると。これはなかなか内外に知られていないということでこれは大地震の前提になるんじゃないかという根拠は、いろんところで自分も調べさせていただいているんですけども、そうなった場合に名古屋大学の先生がおっしゃったのは、ここに大きな地震が来る可能性が大であると。そうしたら、その大地震が起きたら、津波が数分で押し

## 会 議 の 経 過

寄せるということをおっしゃっているわけですがけれども。だから、大阪のこの前の地震、そして今問題になっている北海道の地震、どこに地震が来るのかわからない状況です。そしてこの前来た井村先生は、島原の九州全域の地震の発生を1週間ごと、1カ月ごと、年単位でチェックした地震マップを町長もいらっしゃいましたよね、防災センターのセミナーのときに。あれを我々に伝えてくださって、その件から見ても、この辺が物すごく地震の多発地帯であるということを町長、認識されていますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この間のシンポジウムのことでもいいんでしょうか。

2 番（瀬戸山）

シンポジウムのことです。

町 長（宮 原）

今おっしゃいました地震についても、先生のほうから伺っておりますけれども。ことし2月10日に鹿児島県のほうで県民交流センターのほうで、NHK鹿児島放送局とMBC南日本放送の主催で開催されました鹿児島県防災シンポジウムにパネリストの一人として参加させていただきました。このシンポジウムは、毎年開催されておまして、ことしで16回目となります。平成5年の8・6水害というのがありまして、竜ヶ水の水害でしたけれども、それから10年置いて開催されたということですね。そういうのに参加させていただきました。今回「巨大地震・津波から命を守る」というテーマに、今おっしゃいました名古屋大学教授と元釜石市防災担当者、それと災害救助活動に従事させていただきました東日本大震災や熊本地震での課題や教訓などに南海トラフ地震が発生した場合の想定について、本町の減災防災対策の取り組みとともに意見交換を行ってまいりました。シンポジウムを通じまして、巨大地震や大津波から命を守るために何が必要か、また備えについてということで、さらには引き続き避難所の運営のほうか、これらに伴い引き起こされた災害復旧対策など、極めて広範囲になるおそれもあります。災害に対する心構えについて地域差があってはならないと思います。全ての住民が防災意識をしっかりと持ち、災害発生時の被害を最小限に食い止め、迅速な復旧・復興対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

## 会 議 の 経 過

その名古屋大学の先生は、町長のお隣に座っていらっしゃったということで、すごく地震の緊迫性、そして危機感をすごくおっしゃったわけですけれども、その名古屋大学の先生の思いを町長はどんなふう感じられましたか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

名古屋大学の先生は、全国を回っていらっしやいまして、その危機管理というものを物すごく心に打たれるものがございました。結局いかに命を守るかということでした。それに尽きると思います。それに対して、どのような取り組みということは結局避難訓練であろうということを切に思い、心強く思いました。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

ここには書いてございませんけれども、この前も町長にも申し上げましたけれども、今度議会は、関西東くしら会に伴って、大阪大学の海洋防災学の先生方の研究室にお伺いして、ちょっと勉強させていただくことになったんですけれども、これは町長には以前から申し上げておきましたけれども、地震があつて津波が来たときに、果たしてこの備蓄が耐える構造であるか、それだけの耐久性があるかというところを今すごく問われているところでありまして、この前も申し上げましたけれども、三陸沖の8メートルの防波堤はほとんどひっくり返ったわけですよ。ここは7メートルです。それで耐久性は30年と言われていますが、ちょうど今30年たちました。この辺がやはり地元柏原、そして低湿地帯の唐仁、俣瀬、あの人たちのやはり住民の声なんですけれども、もし津波が来たら備蓄は大丈夫なのというところすごく心配されている向きの方も今出ておられます。これはお願いは、なかなかこの一般質問でそういう形をとるわけじゃないんですけれども、だから我々は、今度の10月22日、大阪大学のテレビで去年NHKスペシャルであつたんですけれども、その先生方が応対してくださるそうですので、だから津波火災という概念の言葉を使った新しい考え方の防災なんですけれども、そういうふうな前向きな動きがあつたり、あるいは議会が行って、いろんな前向きない話になったときに、そのときは、町長にもいろいろと取り合っていただくように議会と一緒に動いていっていただけるか、その辺をお伺いしたいんですけれども。

その前に先月、鹿児島で4町の、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町の懇親会が毎年ありますけれども、その席で今の森山代議士の池田秘書さんと、この件をお話ししたら、それはいい話だよねとおっしゃってくださって、それはまだみんな考えつきもしないことなので、それはがんがん言っていないといけないし、もしそういう災害が起きた場合は、値がつけられない被害が出てくる可能性があるよねと。津波が来て、要する

## 会 議 の 経 過

に石油タンクが壊れた場合の話ですよね。いろんなシミュレーションを石油備蓄から伺っていますけれども、基本は津波を想定していないということを聞いておりますので、池田さんがおっしゃるのは、自分たち議会もそうですけれども、この件は町長にがんがんに言っていただくしかないんだよねという話を伺いましたので、その辺を含めて、同時並行でいろいろ考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから3番目、文化財の保護と活用について。

①唐仁古墳群と下伊倉城であります。これも今、唐仁に唐仁会というのができておりました、おとといとかも、今ちよくちよく会って、いろんな唐仁、下伊倉城のことをお話をしているわけですが、やっぱり大事なことは唐仁古墳群の保存と、それから中世の倭寇の本拠地であったという唐仁の重要性、そして下伊倉城の重要性、下伊倉城もどんどん民有地で本来の姿が削られて、もう形が昔のような形でなくなっておりますので、その辺は大事なんじゃないかということをお自分自身もいろんなフェイスブックの友達で国宝級の本当は宝なんだよねという話もこの前、歴史家の人から言われて、ちょっと社会教育課で調べてみたら、昭和57年に東大と京大の先生方が国宝級に値するんじゃないかというような概念のもとで、下伊倉城の保存を持ちかけてこられたことがあったんですけれども、それこそ民有地の売買かれこれがうまくいかなくて、それが流れてしまったわけですが、その件をもう1回下伊倉城の保存、唐仁古墳群、倭寇の歴史のそういう保存、発展というのをこれから物すごい東串良のナンバー3に入るような重要な東串良の喫緊の課題であると思っております、町長いかがでしょうか。

教育長にお願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

まず唐仁古墳群について説明いたします。国指定史跡である唐仁古墳群については、平成20年度から測量調査等を実施し、古墳の詳細な地形図や位置を今年度でほぼ把握することができる予定です。今後は、この史跡を保存活用するためのルールである史跡等保存活用計画（国庫補助事業）を平成31年、32年の2カ年にかけて策定し、その後整備に向けた基本計画を策定する準備を進めることとなります。

また、整備計画の内容や優先度に応じて、国庫補助事業の補助を利用しながら、指定地の購入等も検討していく予定です。全ての作業等につきましては、国、県及び唐仁古墳群保存活用検討委員の先生方や地域住民の代表の方々のご意見を伺いながら進めていくことになるとお思います。

次に、下伊倉城跡について説明いたします。先ほどの質問の中にも一部ありましたけれども、下伊倉城跡は中世時代につくられたとされる平地の平城で極めて珍しいものであると、本町文化財要覧にも掲載されています。その価値については、研究者の方々からも文化財として指定すべきであるとの声が出ていました。しかし、昭和57年7月に

町教育委員会が下伊倉城跡を町の指定にするため、関係する全ての土地、当時66筆の所有者、当時40名の方ですが、指定についての同意書を依頼したところ、24名、41筆の同意が得られましたが16名、25筆の同意は得られませんでした。その後も数回にわたり同意書の依頼をしていますが、同意は得られていない状況です。町の指定については、文化財保護法でも所有者の同意が絶対に必要となることから、当時城跡を部分的に指定しても意味をなさないと判断し、町指定は諦めざるを得なかったと推測されます。そういう事情で未指定のまま今日に至っているということです。

以上のような経緯を考えますと、下伊倉城跡の未同意の民有地の買い取りはかなり困難であると予想され、また昭和57年当時、同意された方々も御健在であればいいのですが、もし亡くなられておれば、相続図等を作成し、所有者を割り出し、改めて同意を求める必要があります。さらに下伊倉城跡は、どこからどこまでなのかを確定する作業も必要になると思われれます。

以上のような点を踏まえまして、唐仁古墳群については、現在整備に向けて年次計画を作成し、継続して事業を進めておりますが、下伊倉城跡の民有地買収等に向けて動くとなりますと、かなりの時間と労力を要することになると思われれます。

よって、現在は、唐仁古墳群を最優先課題として取り組むほうがよいのではないかと考えているところです。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山讓一君。

2 番（瀬戸山）

先ほどもある方とお話をしたんですけども、古代・中世・近世にかけて、ここ東串良というのは、その歴史の過程において、物すごく重要な意義を果たしたという話で、ちょっと結論づけたんですけども、その古墳を優先というんじゃなくて、なぜかという、その下伊倉城にしても、社会の教科書に倭寇と出てきますけれども、倭寇の本拠地はここだったということのをなぜ東串良ってアピールできないのかなというところで、東大の先生、京大の先生も来てくださったと思うんですけども、教科書にこの倭寇の本拠地、倭寇という言葉が出るくらいなのに、なぜここから東串良からその本拠地であった下伊倉城が発信できないか、その分もどかしい思いでいるんですけども、唐仁古墳群、そして中世の下伊倉城、明治維新にかけても、これから歴史を展望して網羅していかないといけない作業がありますけれども、同時並行でお願いしたいという気がしますので、これもお願いになりますけれども、よろしく申し上げます。

それでは、②ですけども、宮崎では、天孫降臨の地としてもろもろ書いてありますけれども、やはり今、神武天皇の発祥の地は、全国で、私たちのところ、私たちのところって数カ所手を挙げていらっしゃるんですけども、実際歴史の研究家の方々に聞いてみると、本当に神武天皇の発祥の地として遺構が残っているのは東串良だけなんだそうですね。これを考えると、この遺構が残っている柏原山野の山王神社、そしてあの松原の昭和15年に県が建ててくださった神武天皇発祥の地の碑とか、そういうところをも

## 会 議 の 経 過

う少しイベントという形で発信できないものかといつも考えているんですけども、そのイベントを含めた町の文化財の発信というのをどのように考えていらっしゃるか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

一応私へのほうへの質問になっていますので、先にお答えいたします。

宮崎県や霧島市等の天孫降臨伝説につきましては、日本の歴史書物の古事記等にも掲載されているため、考古学的な根拠は別として、その伝承でPRすることは可能だと思います。しかし、神武天皇御発航伝説地は全国にたくさんあり、本町である特定はできていません。また、神武天皇について、本町の郷土史には掲載されていますが、考古学的根拠は乏しいと思います。そういうものを東串良町教育委員会としてPRすることはいかがなものかと考えていますので、今は教育委員会としてのイベントは考えていません。なお、肝付町の関係者と神武天皇関係で会合を開いたことはありません。関係のイベント関係をぜひということであれば、町のPRとして企画課あたりならできないことはない、というふうに思っております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

今、教育長のそういう御答弁でしたけれども、東串良はただ観光開発についても、そういう古墳のアピールにしてもやはり先鞭を切ってやるべきじゃないかなと思うのが自分たちの考えなんですけれども。ただ、そういう一歩、二歩、ワンステップ踏み出たような形のアピールとか、そういうことを、自分たちも今、唐仁会を通じていろいろ勉強中ですので、これからそういうことがあれば、今、町内外の人たちが集まって、本当に研究されている方々が今参集してくださっていますので、その辺は、これから歩調を合わせて、さっきの災害じゃありませんけれども、同時にやっぱりそういうことも進めていっていただきたいと思って、これで終了します。

議 長（田之畑）

次に、9番 宮地利雄君の発言を許します。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、私からも通告に基づいて、町長に質問をいたします。

私は、7月21日、22日、23日、福岡で行われました第60回目の自治体学校というところで、学習をしてまいりました。出席した分科会は「会計年度任用職員制度と

地方公務員」というタイトルの分科会で、全部で十二、三の分科会、全体850人ぐらいの大学の研究者とか、あるいは公務員の労働組合の役員など、あるいは全国の地方議員など、参加していろいろと議論がなされました。参加した動機は、マスコミを通じて、いわゆる役場で働く非正規の職員、パートとか臨時職員とか、定員外の職員とかいろいろと言われます。そういう職員に対する待遇改善を総務省がやりなさいと、そういう方向を打ち出したというのが報道されて、私も一体どういうふうにそれが改善されるのかなというふうに関心をもったということと、同時に最近安倍総理を初め、公務員の国民に対する公然とした裏切り行為ですね、うそをついたり、書類を改ざんしたり、そういうのが堂々で行われていると。上聞に対して、官僚に対してなかなか正当な正しい実態を国会などでも答弁できないという、公務員全体がどうもおかしいなど、公務員の非行などに対する規制はどうなっているのかということも興味があって、この分科会に参加をしたわけでありまして。私の参加した報告書は、議長宛てに出してあります。主催は、住民と自治という雑誌も出しておりますが、自治体問題研究所というところが中心になって、第60回目ですから、相当長い歴史のある学校だというふうに思いました。

まず具体的な質問の内容として、役場職員だけじゃなくて、公務員全体なんですけど、憲法を擁護する義務があるというふうに言われております。今、総理自身が憲法を変えろということを出している時期であるだけに、全ての公務員が日本国憲法を擁護するという立場を明確にしていく必要があるんじゃないかという思いで取り上げたわけがあります。

憲法99条及び地方公務員法31条で、職員は条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。つまり宣誓というのはあれですね、高校野球でも「宣誓」と言って、誓いを立てるわけですが、そういう意味の宣誓ですが、この憲法擁護の職員における宣誓は具体的にどのように実施されているのかということをもっと聞きたいわけなんです。本町の町職員のサービスの宣誓に関する条例の第2条で、新たに職員となった者、東串良町の職員になった者、これは任命権者の定める上級の公務員の面前において、別紙の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないということがこの条例の中に、町の条例にも出ておりますが、具体的なやり方はどういうふうになっているのかと。まずその宣誓書に署名を本人が自分の署名をするだけなのか、あるいは、その宣誓文を上司の前で朗読させるのか、その辺のやり方について、まず答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

この職員採用時の宣誓文は、全て自署していただきまして、なおかつ朗読もしていただいております。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、次に宣誓のタイミングですけれども、採用試験に合格した時点じゃないと思いますが、どういうタイミングで、そしてどこでしているのか、町長室でやるのか、その辺をぜひ聞いてみたいと思います。私たちその場に居合わせたことがないので、どんな状況なのか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私の町長室におきまして、新規採用職員の辞令交付を行った後、宣誓式を行っております。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

このサービスの宣誓に関する条例の様式の中で、宣誓書というのがあるんですが、これは担当課長でも結構ですので、なかなか聞く機会がないので、ここでそれを読み上げていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

宣誓書ということですので、私のほうで読み上げさせていただきたいと思えます。

宣誓書。私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することをかたく誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

## 会 議 の 経 過

### 9 番 (宮 地)

それでは、なかなかよくできた宣誓書だと思うんですね。厳格な形で、ああ、自分はこういう公務員になるんだという気持ちに、新規の採用職員がなるように、ぜひやっていただきたい。

それからそれに立ち会う上司というのは、町長は毎回立ち会うのかどうかわかりませんが、町長、副町長、それから担当の課長などが立ち会うんでしょうか、その辺はいかがですか。

### 議 長 (田之畑)

町長。

### 町 長 (宮 原)

宣誓式におきましては、もちろん任命権者であります私と、そのほか、副町長、そして教育長、総務課長が立ち会っております。

### 議 長 (田之畑)

9番 宮地利雄君。

### 9 番 (宮 地)

それでは、ここでちょっと福岡でありました学校で、自治体学校で、いろいろ議論になりまして、大学教授もこんな考え方もあるよということで講義がありましたが、この宣誓文でどこでも言われているんですが、全体の奉仕者なんだと、公務員は。ところが今は、全体の奉仕者といっても、ある一部の支配者に対する奉仕者ではないかというような実態なども、特に国家公務員の分野で見られているということではありますが、ここで言う全体の奉仕者というのは、何を指しているというふうに考えられるか、答弁を願います。

### 議 長 (田之畑)

町長。

### 町 長 (宮 原)

全体とは、国民全体を示していると理解しております。

### 議 長 (田之畑)

9番 宮地利雄君。

### 9 番 (宮 地)

わかっていることですがけれども、国民一人一人に対する奉仕者ということであって、決して一部の人のために公務員は仕事をするのではないと。当然なんだけれども、なか

## 会 議 の 経 過

なかこれが破られることが多いようです。ぜひ本町は、そういう点でも町民全体に、一人一人に対する奉仕者であるんだということで、仕事をやっていただきたいということを要請して、次に会計年度任用職員制度について取り上げました。本町における非正規の職員の実態はどうなっているかと。全国的には約20%、役所に働く公務の現場に働く労働者の20%が正規の職員ではないと。つまりパートとか、定員以外の職員がやっているということのようです。私も正式に数えたわけではありませんが、本町の場合、その2割を超えるのではないかと、全体で150人働いておれば、そのうちの50人ぐらいはそういう人たちじゃないかなと思うんですが、本町における定数内の正規職員と非正規職員それぞれ、非正規職員にはいろんな種類もあります。ここの学校で出されたのは、8種類あるというふうに出ています。任期付きの職員、再任用の職員、それから再任用であって短期の職員とか、いろいろと8つほど分類をされておりますが、本町に勤める定数内の正規職員、現在、定数ぎりぎりなのか、あきがあるのか、それも含めて、正規職員と非正規職員はそれぞれ何名、本町の役場及び公の施設ですね、総合センターもあるし、各地にあるわけですが、そういうところはそれぞれ何名雇用されているか、いかがでしょう。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

正規職員については、9月1日現在で92名です。それと非正規職員につきましては71名の方々がいらっしゃいます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

全国の割合より、本町は非常に多いという、それだけ正規職員の定数も不足しているんじゃないかというふうにも思いますけれども、こんなに多いとは思いませんでした。50名ぐらいかなというふうに思っていたんですけども。

それと次に、この非正規職員の職務、いろんな職務があると思いますが、について本町の福祉向上という目的達成の上で、重要な役割を果たしていると考えているかどうか。つまり雇わなくてもいいのに、雇っているということはないと思うんですけども、それぞれが本町の行政を進める上で重要な役割を果たしているというふうに考えるのかどうか、その辺はいかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

役場の業務に支障を来さないためにも、正規職員だけではなかなか対応し切れない業務に対処していただいております、重要な役割を果たしているものと考えております。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

総務省も今回の会計年度任用職員制度を導入するに当たって、総務省もそういう職員については、解雇をせえとか、そういうことは言い切れない。非常に重要な役割を果たしているという見解も国会の答弁の中でも出しております。次に、具体的な内容の質問に入りますが、したがって、非正規職員のうち、ほぼ正規職員と勤務実態が同等なもの、パートさんなんかで早く退庁というんですか、庁舎を去る職員の方もおりますけれども、そういうほぼ正規職員と勤務実態が同等な方、非正規職員のうちですね。それが何名ぐらい雇用されているかお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

地域おこし協力隊2名と、柏原郵便局局員についてでございます。勤務時間はほとんど正規職員と同じでございます。それ以外の68名については、パートタイムの勤務となっています。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

パートということは、つまり正規の職員よりも短時間だと、時間が若干短いと。半分ぐらいの人もいるのかどうかわかりませんが、そういう状況だというふうに聞いておきたいと思います。総務省の基本的な方向がこの学校の中でも出されました。民間の労働者と同じように働き方改革を公務員にもさせたいというのが実は総務省の基本的な方向です。というのは、公務員の場合は、公務員だけじゃなくて民間もあのバブルのころまでは終身雇用、特に大きな会社の場合は、一旦採用されれば、ずっと定年まで雇用される。そして年功処遇ですね、毎年毎年等級が上がっていくと。そして役職にもついていく。定年まで安泰だというそういう形の雇用形態をどんどん変えていくというのが総務省が自分たちの地方公務員、公務員の中にもそういう方向を出して、終身雇用や年功処遇を解体していくという、そういう中で、実はこの会計年度職員制度が出されているわ

## 会 議 の 経 過

けです。私も最初は、これはパート職員の待遇が改善されるんだなどのんきに考えていたんですが、実はそうではないと。公務員労働者全体が、そういう方向に動かされようと今しているんだというのをやっと理解できたわけです。そしてこの会計年度職員というのは、この言葉が示すように、毎年会計年度末で、つまり3月31日でそういう自治体との契約が切れるわけですね。それが法律できちっと認められて、それ以降は、雇いどめ、つまり解雇しても構わんという、そういう制度になっています。そのかわりあめとむちといいましょうか、そのかわり一定の処遇改善をしていいよというのが総務省の2020年4月実施のこの会計年度職員制度であります。これは本町において、どういうふう to 実施されようとしているのかということです。県の地方課あたりが市町村に対して、この制度についての説明とか、あるいは、これはやはりそれぞれの自治体が条例化しないと、具体的にはならないというふうに思うんですが、それに向けた取り組みなど動きはどのような状況にあるかと、つかんでいる範囲で答弁をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今のお答えですが、県を通じて総務省が定めた会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの情報提供はなされております。会計年度任用職員制度は、非常勤職員の任用根拠が不明確であることや非常勤職員に守秘義務、その他の服務規程が課せられていないことなどに対応することを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって行われます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、平成32年4月1日施行でございますので、各自治体とも条例化に向けた準備段階であると推察しております。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

いよいよこの方向が我が鹿児島県内でも取り組みが始まろうとしているという状況であります。私ども議会としましても、これについては、ぜひ具体的なマニュアルなども含めて取り組みが必要だなというふうに思っているところです。それを受けて、本町の執行部内における協議は、どの程度行われているのか。今のところ、まだ勉強会程度なのか、あるいは本町にとって、これとこれだけは必要だと、いろんな議論まで進んでいるのか、その程度はどんなものでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

7月9日から13日にかけて総務課において、各課課長補佐、係長を対象にパート職員等現況調査を行い、賃金や勤務条件等の把握をしたところでございます。またあわせて、今後必要となる非正規職員についても調査を行っております。今後は、任用や勤務条件等を確定し、条例、規定、規則の整備を行い、平成31年度中には、議会へ上程したいと考えております。総務課において準備を進めているところでございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

では、最後の質問であります。総務省は、全く無責任にも、これらの会計年度任用職員の処遇について、財源については、全く口を閉ざしたままですね。何も示さないまま退職金や手当などは支給できるというふうに言っているわけですね。それぞれの自治体でやるんだったら、自前でしなさいというようなひどいことだと思うんですが、しかし、先ほどの町長の答弁にもあったように、本町の行政を維持する上で重要な役割を果たしているということから見ても、勤務の形態にもよりますけれども、これらの非正規職員に対する処遇について、ぜひ改善すべきだというふうに思うんですが、一定の手当も含めて、その辺の検討は、これからだろうとは思いますが、ぜひ処遇を改善していくというふうに検討されたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

非正規職員の処遇については、議員言われるとおりでございます。財源につきましては、示されていないところがありますが、町といたしましては、郡町村会や近隣市町と情報交換を行いながら、賃金、手当、休暇等の検討を行いたいと考えております。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、1番 児玉勇治君の発言を許します。

1番 児玉勇治君。

## 会 議 の 経 過

### 1 番 (児 玉)

通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練についてであります。9月6日、北海道で地震がありました。日本全国どこで災害が発生して、消防職員は現地に出動するかわからないことから、救助隊の合同訓練が予定どおり実施されるかわかりませんが、平成30年11月10日(土)、11日(日)に本町での訓練が実施されるとの想定で御回答願えればと思います。

この訓練は、8県の緊急消防援助隊が参加し、今回は鹿児島県で実施が決定しました。鹿児島県は、大隅半島での訓練を想定して、鹿屋市、曾於地区での場所を探しましたが、適当な場所がなく、東串良町に決定したと聞きました。この訓練には、鹿児島県を除く他県からどのくらいの部隊、車の台数、人員が参加するか伺います。

### 議 長 (田之畑)

町長。

### 町 長 (宮 原)

お答えします。今、議員がおっしゃった北海道のマグニチュード7ですね、あれが起きてから大変な状況というのが続いておりますけれども、まだまだインフラが滞っていて、被災された方、それと亡くなった方に対して、お見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

本年度、本町をメイン会場に開催されます緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、全国を6ブロックに区分して、毎年総務省、消防庁主催として、大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術、連携活動の実践的かつ効果的な訓練を実施するものでございます。また、参加隊数や台数等については、総務課長に詳細について答弁させたいと思っております。

### 議 長 (田之畑)

総務課長。

### 総務課長 (江 口)

今、町長のほうからありましたとおり、参加隊数や台数等について報告をさせていただきます。

まずその前に、鹿児島県での開催は平成14年度に鹿児島市、それから平成22年度に薩摩川内市で実施されているようでございます。今回が3回目の開催となるということでございます。今回の訓練参加につきましては、福岡県より65隊、73台、229人、熊本県より31隊、32台、105人、佐賀県より18隊、18台、64人、長崎県より27隊、27台、95人、大分県より29隊、29台、111人、宮崎県より24隊、26台、90人、沖縄県より22隊、25台、89人というところでございます。その他、警察、自衛隊、DMATなど関係機関1,200人、230台が参加予定

となっております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

緊急消防援助隊とは、ただいま町長が言われたとおりであります。阪神・淡路大震災、東日本大震災などに救助隊は出動しているわけですが、このような大規模災害に対するため、日本を各ブロックに分けて、緊急消防援助隊が各区へ応援、受援計画に基づいて訓練が各県で持ち回りで実施されています。今回の訓練は、南海トラフではなく、種子島東方沖を震源とする地震と聞きました。訓練実施場所の本町での役割は大きくて、役場、俣瀬橋河川敷、町民運動場、志布志国家石油備蓄基地が使用される予定だと思われまます。私が最も注目したのは、志布志国家石油備蓄基地での訓練です。これまでの訓練は、備蓄基地、東部消防署、曾於消防組合、東串良・肝付町の消防団、消防団は見学だと思っておりますが、年1回総合訓練が実施されているわけですが、今回、緊急消防援助隊が加わり、どんな訓練が実施されるのか、非常に関心があります。先ほど総務課長から言われたとおり、大体800人ぐらいの消防の職員が来るわけですが、本町の消防団は全員参加なのか、行政を中心とした本町の取り組みと事前の広報等の準備があれば、伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この想定は、種子島東方沖を震源とする地震を想定しておりますが、南海トラフ地震を想定した場合、太平洋沿岸一帯で大規模災害が想定されます。宮崎県、大分県においても、甚大な被害が発生するおそれがあります。九州ブロックの大体が大隅半島に終結することは困難となります。先日の北海道地震では、余震の続く中、懸命な救助活動が行われておりますが、今回の訓練では、土砂埋没家屋や橋りょう崩落事故、津波倒壊家屋など災害現場を再現し、救出訓練や防災への消火訓練を実施いたします。本町では、被災地初動対応訓練として、災害想定とともに、緊急消防援助隊や自衛隊派遣など災害対策本部の運用訓練を実施するとともに、消防団では各進出部隊の災害現場へ消防車両の先導やドローンを活用した情報収集活動を実施する予定でございます。訓練当日は、訓練車両や県内外から見学者も多数見込まれるため、会場への誘導員やメイン会場での運営係など消防団総出で取り組む予定でございます。

また、志布志国家石油備蓄基地の訓練内容ですが、例年より小規模な訓練内容になっているところでございます。また、先月メイン会場周辺の地域住民に対しましては、住民説明会を開催いたしまして、来月には広報紙に訓練概要を記載する予定でございます。

## 会 議 の 経 過

また、志布志国家石油備蓄基地の訓練内容につきましては、総務課長に詳細について答弁させたいと思います。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

今町長のほうからありました志布志国家石油備蓄基地の訓練内容について説明をさせていただきたいと思いますが、志布志国家石油備蓄基地につきましては、サテライト会場、俣瀬橋がメイン会場ということで、今回は小規模な訓練というふうにお伺いしております。内容につきましては、発災通報訓練、緊急措置訓練、油回収移送訓練、初期消火訓練、一斉放水等の訓練が基地では予定されているようでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
1番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

これだけの消防職員が訓練で、本町に集結することは私自身の考えでは二度とないんじゃないかと思っております。ですから、多くの町民の方々に見学をしていただき、消防の技術、精神力、そしてきずなの強さを知ってもらい、よい機会ですので、今、町長、総務課長が言われたとおり、すばらしい訓練の内容などが聞けましたので安心しているところですが、消防団との連携を密にいただき、本町での訓練が有意義で実りある訓練であることを強く希望します。

引き続きまして、2点目の防災点検についてであります。平成30年6月18日、大阪北部地震が発生し、大阪府高槻市立寿栄小学校のプールサイドに設置された塀が倒壊、小学校4年生の9歳女児が下敷きとなって死亡、高槻市の会見などによると、倒れた塀の高さは3.5メートル、地面から1.9メートルが基礎部分となっており、その上にブロック塀が8段積み増しされて、その高さは1.6メートルとのことでした。地震発生時に塀の上部、つまり1.6メートルブロック塀が約40メートルにわたり崩落した事故でした。

また東淀川区でも80歳の男性がブロック塀の下敷きで死亡しています。本町でこの事故の後、学校、通学路、または一般道路の危険箇所の点検が行われたのか伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃいました大阪での痛ましい事故の直後ですね、すぐさま本町でも各

## 会 議 の 経 過

学校内のチェックを総務課と管理課でしました。まず池之原小学校は旧校長住宅の周囲がブロック塀で高さ等、基準に該当するとのことがあります。これは跡地に新しく教頭住宅を建設する予定ですので、その工事の際に撤去または補強する予定でございます。柏原小学校につきましては、バックネットを横に高さ2メートル、幅8メートルのブロック塀がありましたが、これは正門前の道路拡張工事に伴いましてすぐに撤去されております。中学校は敷地内に該当するものはなかったのですが、プール側の個人の宅地との境界線上に基準を超えるかなり長く丈の高いブロック塀がありましたので、確認いたしましたら、隣接地の個人の所有物とわかり、損傷も激しいので適切な対策をお願いしましたところ、承諾していただきまして高さを半分にしたり、補強をしたりという工事が始まっております。

よって、学校の敷地内には、危険なブロック塀は、予定を含めてなくなります。なお、通学路につきましては、公有地については、特に該当するものはございません。私有地につきましては、特に危険なものについては、所有者に補強等のお願いをしたり、子供たちに通行時の注意を喚起していきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

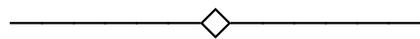
1 番（児 玉）

建築基準法施行令は、ブロック塀の高さを原則2.2メートル以下です。建築基準法では、高さ1.2メートルを超える場合は鉄筋を入れること。塀を支える控え壁を設置するよう定めてあります。ただいま町長がいわれたとおり、私も3カ所の学校を回ってみました。学校には、不備なブロック塀はなくて、防護柵が設置されていたので、私も安心したところです。公道に面した危険なブロック塀の撤去には、町長も言われたとおり費用がかかります。しかしながら何かの手を打たないと、大阪北部大震災で小学生が死亡したような痛ましい事故が発生するとも限りません。今後は、標準的なブロックの重さは、1個15キロ前後あると聞きます。地震の揺れとともに何個も崩れ落ちれば凶器です。危険なブロック塀には、先ほど述べたように費用が必要ですので、費用補助などを含めた行政が積極的に危険の除去に取り組んでもらうことを強く要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時09分



再 開 午前11時16分

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 西園貞美君の発言を許します。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

最後になりましたが、質問いたします。町長の簡単明瞭な答弁を期待いたします。

教育環境についてですが、小学校のクーラー設置と、小中学校への冷水器設置について。

子供たちが勉強しやすい環境をつくるのが町の責務だと思うんですが、どう考えてるか、尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

最初の冷水器については、各学校の校長に実情をお聞きしましたところ、両小学校とも子供たちは水筒を持参しており、特に困っている状況ではないということでした。しかし、冷水器があれば、それにこしたことはなく、ありがたいことだということです。ただ、1台では難しいと思うということです。せめて各館、または学年ごとには必要だろうと。なお、要望できるなら冷水器よりクーラーが欲しいということでした。

また、中学校のほうは、8年前、保護者の方から寄贈をいただいた冷水器が2台ありまして、今も使用しているようでございます。もちろん2台では不十分なようですけれども、さらに衛生面にはかなり注意が必要だということで、そのための消毒やメンテナンスが大事ですということでした。中学校は生徒さんも大きいですが、乱雑に使うと、壊れやすく修理が大変だという他校での経験もあるということで、コンセントや水道の近くで排水が可能な場所が必要だということをおアドバイスをいただきました。そのような事情を考慮いたしまして、小学校も来年度クーラーを設置できるよう、関係各課とも協議しながら努力していきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

今、小学校の子供もランドセルをからい、体操着を持って、それから習字とか、図工があれば、その道具を持って、あるいは水筒をからって、非常に荷物が多いような気がするんですね。先般の新聞にも載っておりましたが、まだ18キロの子供が五、六キ

口背負っていくそうです。大変だと思うんですね。ですから、やっぱり水筒を持っていくのも、今冷水器があれば、持っていかなくても済むと思うんですけども。ぜひとも町長、その冷水器のほうも、後の管理は管理していけばいいんですね。さびがどうか、あるいは耐用年数がどうというのは管理の中でできると思うんですけども、ぜひとも冷水器のほうも考えていただきたいと思います。

ことしの夏は、非常に暑い夏でございました。40度を超える都市も何カ所もありまして、8月5日現在で、熱中症にかかった人は、全国で7万1,200人、死者が138人も出ました。政府も学校へのクーラー設置については、支援すると言っておりますので、今がチャンスだろうと思っております。ぜひとも早目の設置をお願いしたいと考えております。

いつも財源を伴う問題については、この財源の確保が難しいという話があるんですけども、補助事業を活用しながら、あるいはふるさと納税を頑張っていたりしまして、しっかり集めていって、早目の対策をとっていただきたいと思います。志布志市は、町長、去年は30億円集めましたよね。まだ50億円集める自信があると言っております。我がまちも勉強しに行ってもらって、もう少し頑張っていたりいただきたい。これは担当、個人が頑張るもんじゃなくて、やはり町全体としての体制をつくっていただきたい。我々議員も志布志市に勉強しに行きました。すごくあの取り組みに感動しました。あの取り組みをぜひとも勉強していただいて、我がまちにも取り入れていただきたいと、こういうふうに考えております。町長どうでしょうか、勉強しにやっけていかせる気概がありますか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
通告外で心にまだ持ってありません。  
それと志布志と面積も東串良の10倍です。それと人口も物すごい多うございます。それと同等の考え方はちょっと過度な考え方であるんじゃないかなと思っております。

議 長（田之畑）  
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）  
町長、面積は少ないです。人口も少ないです。あとはやる気です。町長、そんな気じゃいけませんよ。もうちょっとやる気を出して、職員を引っ張っていただいて、職員と一緒に頑張っていたりいただきたいと思っております。来年度にクーラー設置を考えているという話でございましたけれども、これは考えるだけじゃなくして、私が言ったとおり、せめて実現に向けて頑張っていたりいただきたいと思うところでございます。せめて6月の梅雨入り前までには、設置できるようにしていただきたいと思うんですが、どうで

## 会 議 の 経 過

しょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

私自身も当時議員時代にも、このクーラーのことは訴えておりました。できるだけつけてくれないか、温度が上がってと。それと議員がおっしゃったように、ことしは特に酷暑でした。猛暑、すごい状況でした。しかし設置するとなれば、どうしても夏休み中でないと、校舎の中の工事に入るものですから、6月というのは、ちょっと難しいだろうとっております。

議 長（田之畑）  
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

夏休み中の期間を利用してでしょうけれども、せめて冬休み、あるいは春休みがございます。一番暑い中に工事が始まったら、子供がクーラーを利用する期間もないわけですよ。8月は学校は休みですけども、梅雨時期の一番蒸し暑い時期に利用するような方向でつくっていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）  
以上で、一般質問を終わります。  
このまま会議を続けます。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備について

議 長（田之畑）

次に、日程第2 陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

ただいま議題となりました陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備について、委員会での審査結果を報告いたします。

会 議 の 経 過

本件については、6月議会で当委員会へ付託されましたが、会期日程の関係で審査する時間等がなかったため、継続審査としたものであります。

本件の審査は7月6日に委員会を開き、陳情者及び建設課長の立ち会いのもと、現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所は、熊野神社から柏原小学校に向かつての延長250メートルの町道であり、周辺住民の生活道路や通学路でもあります。

現地調査において、路面に高低差があることや穴などがあき、傷んでいる。幅員も途中まで5.5メートル、その先は6.5メートルと違いがあり、また、側溝にふたがないため危険であることなど確認したところです。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第23号 町道弁天新町線の道路整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◆ 日程第3 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書

議 長（田之畑）

日程第3 陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 前田 隆君。

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

ただいま議題となりました陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書について、委員会での審査結果を報告いたします。

本件の審査は9月11日に委員会を開き、陳情者及び建設課長の立ち会いのもと、現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け、調査いたしました。

陳情箇所は、圃場整備した川西地区にある農道で、総延長1キロメートル、幅員3メートルから3.5メートル、未舗装で排水路沿いにあります。

現地調査において、未舗装のため草などが生えている状況や、幅員が狭いため大型化したトラクター等の通行に支障がある。また、排水路が隣接しているため転落の危険性があることなどを確認いたしました。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第24号 川西地区水田の農道改良整備に関する陳情書を採決します。

会 議 の 経 過

この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第3号)

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第32号 平成30年度東串良町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特

## 会 議 の 経 過

別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第34号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第7 議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第35号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第8 議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第36号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第37号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月27日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午前11時36分

## 平成30年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成30年9月27日 午前10時10分  
閉 会 平成30年9月27日 午前11時 3分

### 出席議員（10人）

|         |           |
|---------|-----------|
| 1番 児玉勇治 | 2番 瀬戸山 譲一 |
| 3番 牧原完治 | 4番 西園 貞美  |
| 5番 泊 重巳 | 6番 前田 隆   |
| 7番 上園ミキ | 8番 原田 猛   |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 瀬戸山 譲一                      3番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |        |             |        |
|--------|--------|-------------|--------|
| 町長     | 宮原 順   | 住民課長        | 若松 雄一  |
| 副町長    | 畠中 勇一郎 | 企画課長        | 中島 孝一  |
| 教育長    | 天神 康男  | 農業委員会事務局長   | 高吉 幸一郎 |
| 会計管理者  | 田之頭 学  | 教育委員会管理課長   | 田尾 勝   |
| 総務課長   | 江口 勝志  | 学校給食共同調理場所長 | 松留 謙一  |
| 農林水産課長 | 木佐貫 勝志 | 社会教育課長      | 橋口 正博  |
| 福祉課長   | 津曲 稔   | 総務課長補佐      | 瀬戸山 雅樹 |
| 税務課長   | 児玉 隆男  |             |        |
| 建設課長   | 甫村 良教  |             |        |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 東水流 勝

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情（委員長報告）
- 日程第 3 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について
- 日程第 5 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について
- 日程第 6 認定第 1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 3号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 4号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第10 認定第 5号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第11 認定第 6号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議に付した事件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情（委員長報告）

追加日程第 1 発委第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

日程第 3 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について

日程第 4 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について

日程第 5 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について

日程第 6 認定第 1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

日程第 7 認定第 2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

日程第 8 認定第 3号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

日程第 9 認定第 4号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

日程第10 認定第 5号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

日程第11 認定第 6号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時10分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択につ

## 会 議 の 経 過

いての陳情を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 原田 猛君。

8番 原田 猛君。

### 8 番 (原 田)

ただいま議題となりました陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情に関する委員会での審査結果を報告します。

本件については、6月議会で当委員会へ付託され、会期中の委員会で審査したところ、国の外交に関することではないか、町村の権限・議会の権限外の事項ではないか等の意見が出され、国の動向や他市町村の状況も注視する必要もあるとして、継続審査としたものであります。こうした中、9月議会に入り、9月20日に委員会を開き、再度本件の審査を行ったところであります。委員会では、全国的に意見書可決の議会がふえている。また我が町では放射能による被害から町民の生命と生活を守り、将来にわたり安心して住める生活環境を保障する目的で「東串良町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例」を制定しております。このことも踏まえたと、核兵器のない世界を目指すべきであると決しました。また、世界で唯一の被爆国であり、非核三原則を国是としている我が国としては、核兵器禁止条約に率先して賛同すべきである等々の意見が出されたところであります。

以上を踏まえ審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

### 議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第22号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択につい

## 会 議 の 経 過

での陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前10時16分  
— — — — —  
再 開 午前10時18分

(意見書案配付)

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、総務民生常任委員会委員長から発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の動議が提出されました。

発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として先に審議することに決定しました。

~~~~~

◆ 追加日程第1 発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

議 長 (田之畑)

追加日程第1 発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書を議題とします。

職員に発委第2号を朗読させます。

会 議 の 経 過

事務局長。

(職 員 朗 読)

議 長 (田之畑)

本案について、趣旨説明を求めます。

総務民生常任委員会委員長 原田 猛君。

8番 原田 猛君。

8 番 (原 田)

ただいま議題となりました発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書ですが、先ほど事務局長が朗読したとおり、国連で採択された核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」を目指し、核兵器の使用や開発、実験、生産、製造、保有などを禁止する内容であり、また、核抑止力の根幹ともされる「使用するとの威嚇」も禁止しています。

核兵器は壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であります。世界で唯一の被爆国であり、その使用により筆舌に尽くしがたい惨事をこうむった我が国としては、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器禁止条約に率先して賛同すべきであり、政府に対して同条約への調印を求めるものであります。よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

議案第29号ですよね。これは、公共施設の整備について、総務課から本町内の全ての施設について、その建設年月日や何年経過しているというのがわかる一覧表が配付されまして、多くの施設が耐用年数というか、大分古くなって、改築や改修などが必要になってきている。したがってその基金を、その資金を用意するために基金をつくりたいということで、今回のこの条例が提案をされたわけではありますが、古い順に建て直していくというふうに考えていいのか、これは急がないといけないというような施設もあるかと思いますが、当面この一定の何かから手をつけていくというような施設改修、改築の一定の順番を考えているのであれば、当面これこれこれを何年以内に改築しないといけないというような考え方が既に当局で出ているのであれば、示して

## 会 議 の 経 過

いただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今のところ、そういう何をいつごろとかいう考えはございません。とりあえず説明があったと思いますけれども、本当に老朽化しておりまして、ましてやこの本庁舎も3階のほうは雨漏りしております。そういった形で、とりあえずは、建設より改修が先だろうと思っております。

それと、やがて将来、個々に総合センターをつくり直すとか、そういうことではなく、福祉センターもそうですが、あれをつくり直すということではなくて、やがて将来、この複合施設といいますか、そういうものを考えたこともありまして、そういう一つの一緒にしたものをつくれなかなという、これは将来的な考え方ですけれども、そのための基金でもありますし、とりあえずは、この改修に向けた基金でございますので、御理解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
討論なしと認めます。  
これから議案第29号 東串良町公共施設等整備基金条例の制定についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第4 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

議案第30号ですが、これは結局町内に民間の方が民間資金を活用して、集合住宅を建設した場合、例えばアパートなども含むんでしょうが、その場合に一定の固定資産税などの免除などで、そういう集合住宅の建設を促進することに役立つ条例ということになっておりますけれども、私どもがこの条例の説明を受けたときに、一定といえますか、不動産業者などもそういうのがあれば、私たちも東串良町内にそういう集合住宅などに取り組みたいというような話もあったような説明もありましたが、現時点においては、全て公にはできないでしょうが、その辺の見通しというか、なかなかいいことで、そのことによって、人口もふえるし、いろんな意味で本町の活性化につながるというふうに思うんですが、全てを明らかにできないにしても、一定のそういう民間業者からの問い合わせというか、進出したいという意向があるのであれば、担当課長あたりから説明をいただければいいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

大隅半島内でも実際このような条例を行っているまちもございます。そういった中で、実際に不動産業者の方、あるいは個人の投資家の方も来庁されまして、そのようなメリッ的なものがあれば、ぜひ本町においても、大変鹿屋市と志布志市の間地点ということで魅力があるということで、そのようなメリットがあれば、ぜひ本町でも取り組んでみたいというような意向はお伺いいたしております。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

3番 牧原完治君。

3 番 (牧 原)

関連なんですが、柏原地区については、18年分ですかね、これまで全額免除といたしているわけですが、柏原地区についても何か手応えがあるんですか。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

柏原地区につきましては、今後条例が可決されれば、こういった内容であるというのもお示した上で、協議も重ねていきたいというふうに思います。柏原地区につきましては、過疎化が非常に著しいということで、そういった面で全額免除18年ということではしているところでございます。以上でございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第30号 東串良町民間資金活用集合住宅建設促進条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

助成措置の第5条の1項ですけれども、建築費の助成金があるんですけれども、7%以内の額を交付する助成金というのがあるんですけれども、この7%の根拠は何でしょうか、教えてください。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

この7%としましたのは、この大隅半島管内では、曾於市が取り組んでおります。曾於市におきましては、10%以内ということとなっております。曾於市となりますと、人口も約3万6,000人程度ということで、本町よりも非常に人数も多いわけでありまして、財政規模でも相当差があるということもございます。そういった中で10%まではいかなくても、7%程度でまず定めていろいろと取り組んでみればということで設定をした数値でございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

曾於市の例が出ましたが、曾於市の隣は宮崎県の都城市で、いろんなホテルなども建っているわけですが、しかしなかなか曾於市もうまくいっていないと、実績がないということを聞いていますね。建築費の助成が7%、曾於市はもうちょっと高くて10%、それでもなかなか出てこない。しかも、町境に新たなホテルオオサキというのでできておりますし、AZもできたということを考えると、これは条例は条例として整備しておく必要があるとは思いますが、本町において、この旅館、ホテルの誘致

## 会 議 の 経 過

促進条例が具体的に力を発揮するということになるかどうか、その辺の見通しとか、考え方が現在執行部ではどのような議論がされているか、その辺があれば答弁願いたいと思います。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

今後の見通しということでございますけれども、広域観光の場でもなかなか宿泊施設がないということで、本町に滞在できないという事情もございます。そういった中、立地的にも東串良町に魅力を感じておられる事業者の方もいらっしゃいます。実際、ホテルに、東串良町にホテル建設ができればというような話はいただいておりますが、まだ具体的に詰めるところまではいっていないということでございます。そういった中で、今後この条例が可決されれば、その事業者の方とも協議を重ねまして、ぜひ建設に至るまで立地協定など結んで、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）  
討論なしと認めます。  
これから議案第31号 東串良町旅館・ホテル誘致促進条例の制定についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 6 認定第 1 号 平成 29 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 7 認定第 2 号 平成 29 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 8 認定第 3 号 平成 29 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 9 認定第 4 号 平成 29 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 10 認定第 5 号 平成 29 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 11 認定第 6 号 平成 29 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

- 日程第 6 認定第 1 号 平成 29 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 平成 29 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 平成 29 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 平成 29 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 5 号 平成 29 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 6 号 平成 29 年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上の 6 件を一括議題といたします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 前田 隆君。

6 番 前田 隆君。

6 番（前 田）

ただいま議題となりました認定第 1 号から認定第 6 号について、委員会での審査結果を報告いたします。別紙をごらんください。読み上げて報告にかえます。

9 月 10 日に開会した平成 30 年第 3 回東串良町議会定例会（9 月議会）の本会議において、委員 8 名で構成する決算審査特別委員会が設置され、提案された平成 29 年度

## 会 議 の 経 過

一般会計及び5特別会計の決算審査が付託されました。

決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、平成30年9月14日、18日、19日に、主要な施策の成果説明や法定決算書類のほか、本質的意義である行政効果の客観的判断のため資料などの提出を求め審査を行いました。

また、9月21日に平成29年度事業の成果等を把握するため、次の6カ所の現地調査を実施しました。

- ・急速冷凍施設「東串良漁業協同組合に設置」（農林水産課関係）
- ・海岸漂着物等地域対策推進事業（住民課関係）
- ・津波避難施設整備工事「洲崎地区」（総務課関係）
- ・松原団地補修工事（総務課関係）
- ・シェアハウス改修工事「唐仁地区の古民家を活用」（企画課関係）
- ・水道施設監視ネットワーク「役場庁舎内」（建設課関係）

審査の進め方は、主に成果説明書を担当課長から説明を受け、あわせて補助団体について説明を求めました。その後、質疑応答という方法で行いました。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き審査しました。

- ・予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。
- ・予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。
- ・町民にとって事業効果があったかなどです。

審査の結果、9月26日に開催した委員会において平成29年度東串良町一般会計及び5特別会計の決算を全会一致で認定すべきものと決したところです。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。執行部において次年度の予算編成の過程においては、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映できるよう、次のとおり今回の審査における事業の評価や政策的提案を行い、本委員会の報告とします。

### 1. 特に評価する意見のあった施策

・議会は定期的に町内巡回活動を実施して、危険箇所等については執行部に対策を講じるよう求めるなど早期改善に努めている。

・議会は防災訓練を実施し、防災に対する役割を確認するとともに、議員個々の防災意識の向上に努めている。

・財政調整基金の一部について、国債や地方債を購入する資金運用で高い利子を得るなど財源確保が図られている。

・税の公平性の観点から、滞納者の給与の差し押さえを実施するなど、収納額の実績が上がっている。また金融機関での公共料金引き落としが定着化している。

・滞納額の徴収率を上げるため、町税や使用料等は徴収吏員の連携や情報共有に努め、公平・公正かつ効率的な徴収体制を構築している。

## 会 議 の 経 過

- ・ごみの不法投棄に関して、積極的に監視を行っている。
  - ・海岸漂着物等地域対策推進事業により柏原海岸のごみ削減に努めている。今後も継続的な事業推進を望む。
  - ・ふるさと納税は、担当課職員の努力でインターネットでの情報発信や返礼品の新規展開が図られたことなどにより、寄附金が昨年度より約1億円の増となっている。
  - ・東串良町移住者促進事業補助金の周知・活用を図って、人口増加につながっている。
  - ・漏水調査を夜間などに6カ所実施し原因究明に努めている。今後も引き続き万全な対策を望む。
  - ・小中一貫教育やひっくら塾を土曜日に開講し広く教育の場を提供している。
  - ・唐仁古墳群シンポジウムを開催し、町内外から多くの人が集まり関心を高める機運が図られている。
  - ・多目的広場の駐車場等が舗装整備され、周辺環境の充実が図られ利便性につながっている。
  - ・本町には他町にない献血推進協議会があり、その活発な活動により献血率は県内1位であり多大に社会貢献している。
  - ・20歳から39歳の国保加入者も健診料を無料化するなど、生活習慣病予防への早期介入に取り組んでいる。
  - ・集落などを単位としたいいき体操やころばん体操等の普及で、高齢者の元気度アップ事業が推進されている。
  - ・ジェネリック医薬品の普及促進により、患者の負担軽減と医療費の抑制を図っている。
  - ・町の防災拠点として東串良町防災センターが建設され、また海拔の低い所から一時避難ができる津波避難施設が整備されるなど、町民の生命を守る対策が講じられている。
- ### 2. 特に指摘の政策的提案について
- ・議会は議会基本条例に基づき町民との意見交換会などを実施して、広く町民の意見を行政に反映させるべきである。
  - ・国債購入に当たっては、元本割れがないように十分注意して運用すべきである。
  - ・耕作放棄地の解消に継続的に努めるべきである。
  - ・農業者年金の加入促進を図るべきである。
  - ・住民票など、コンビニエンスストア等で交付できるようなシステムの構築や検討が望まれる。
  - ・国からのふるさと納税返礼品の見直し要請に対応し、一方では寄附金の減少につながらないような対策を講じるべきである。
  - ・地方創生推進事業により、平成28年度に引き続き2件目となる古民家を活用し改修したシェアハウスが整備された。しかしながら、活用の実績がない。その整備の目的を十分に踏まえ、関係機関等との連携を図り、事業効果が発揮できるように対策を講じるべきである。
  - ・柏原地区における定住促進住宅など、人口増の課題は喫緊の課題である。町当局と議会、町民の知恵と工夫を総結集してこの課題に取り組むべきである。

## 会 議 の 経 過

・町花ルーピンは生育や開花状況が芳しくない。ルーピンは本町が町内外に誇れる観光資源である。種子、植えつけ、管理等について研究・検討を重ね、開花したルーピンで海岸一帯が黄色いじゅうたんのようになり、柏原に多くの観光客が訪れるよう対策を求める。

・道路の補修関係であるが、工事期間が重なっているようである。補助事業や自然災害などを考慮してのこととは思いますが、年間を通じての平準化発注を要望する。

・建設課職員は現場での工事関係者への指導など、相応の専門的知識を必要とする。職員配置については技術職員の採用を進めるべきである。

・本町農業のさらなる振興を図る上で、その核となる畜産指導員や園芸指導員の計画的な採用を要望する。

・航空防除の効果が上がるよう、耕作者へ除草作業の周知徹底など条件整備の推進を図るべきである。

・第12回全国和牛能力共進会は本県で開催される。第11回に引き続き日本一を勝ち取れるよう県や農協等との連携はもちろん、町独自の施策も検討すべきである。

・堆肥センターで受け入れる原料については、機器が損傷を受けないよう、原料の質や内容等の基準について検討すべきである。

・人づくり基金の活用が図られるよう、町民への周知徹底や内容等の整備を検討すべきである。

・姉妹都市の協定を結び、人と物の交流が図られる政策も必要である。

・地球温暖化等の影響により、昨今の夏は、日中では40℃を超える猛暑日が続く状況となっている。快適な教育環境を提供する上で、小学校へのクーラー及び冷水器の設置を強く求める。

・重複・頻回受診者への訪問指導は、訪問することで町民との信頼関係の構築や不安解消につながるなど、その波及効果も大きいので継続しての実施が望まれる。

・65歳以下の死亡率が高い。健康管理と疾病の早期発見のため、今後もさらなる健診への啓発や保健指導が望まれる。

・町内の公共施設のトイレは、洋式化へ改修すべきである。

・LED照明灯の設置が進んでいるが、1基当たりの設置費用が100万円かかるため、もっと効率的な設置の方策について検討が望まれる。

また、既設のLED照明灯の中で点灯していないものが散見されるので、日ごろの整備点検等に万全を期してほしい。

・補助団体において、決算繰越額が多額となっている団体を散見した。補助金交付の趣旨を十分に周知するとともに、活動目的を達成できない場合は補助金の返還などを指導すべきである。

・本町の安定した行財政運営のためには、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を引き続き政府に強く求めていく必要がある。かつ、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取り組みとして全国石油備蓄協議会等での積極的な要望活動を求める。

また、町税等の収入未済額の解消など自主財源の確保に万全を期すことを求める。

## 会 議 の 経 過

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから各件ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成29年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

## 会 議 の 経 過

を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、平成29年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから、平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから、平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

---

### ◆ 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

議 長 (田之畑)

日程第12 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から観光振興対策、社会福祉法人の事業運営対策、公共施設の整備対策。

教育産業常任委員会委員長から農畜水産業の振興対策、社会教育の振興対策。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項、議会運営対策。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前11時03分